

デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて

「21世紀におけるインターネット政策の在り方」

(情報通信審議会 平成13年諮問第3号 第4次中間答申)

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会 平成16年諮問第8号 第4次中間答申)

に対するご意見

氏名:	白田秀彰
団体内役職:	No.1
所属団名または会社名:	ロージナ茶会
住所:	(非公開)
連絡先(電話番号):	(非公開)
電子メール:	info@grigori.jp

【意見1】：ロージナ茶会

ページ	全般
ご意見等	<p>本報告書は、コピープロテクトありきで議論が進んでいる点が根本的におかしく、実際のコンテンツクリエイターや消費者の声を無視した報告書である。既にコピーを前提としたビジネスモデルの萌芽は生まれており、そのような事業形態に目を向けていないのはなぜか。</p> <p>そもそも権利者としては、今回最も影響を受けるはずの映像関係のクリエイター（特に今現在制作を行っている人）が含まれておらず、消費者としても、デジタル機器を使いこなしているヘビーユーザを代表する意見がどこにも入っていない。技術についても、先鋭的な技術者を代表する意見がない。このような構成を取った時点で、「最先端」を意識した報告書にはなり得ないものとする。</p>
理由	<p>現在、映画だけでも年間 400 本以上の作品が新たに作り出されている。毎日 2 時間を映画鑑賞に費やしても、追いつけない膨大な量だ。こうしたコンテンツ過多の時代におけるコンテンツビジネスの成功は、ユーザーに作品の存在を知ってもらい、話題にしてもらうことが大きな鍵となろう。その手段として、今までと同じ形で広報をかけるのは本当に適切なのだろうか。</p> <p>アニメーション作品『涼宮ハルヒの憂鬱』シリーズの DVD が 50 万本以上売れ、全く放送されていない北米でも 6 万本以上売れたのは何故か。角川歴彦氏も認めるとおり、Youtube やブログでの「自由コピー」が広報として機能したからだ。また、その次作であり、ネット上にいくらでも音源を見つめることができる『らき すた』の OP 曲は、なぜ初登場オリコン 2 位を取ったのか。あるいは、全文がネット上で読める『電車男』の書籍は何故大きく売れ、そして他メディアへ展開できたのか。いずれも、ネットワーク上での「自由コピー」が、広報として有効に機能したからだ。</p> <p>自由コピーはコンテンツへの「リスペクト」がないとする意見があるが、海賊版ソフトウェアとして有料で頒布するためにコピーするのは論外としても、良い作品を閲覧させるために無許諾でコピーするという行為は、法的処罰の可能性を負担してでも「知らせたい」という「リスペクト」の表れではないか。「言及する価値もない」と評価される作品と比較せよ。コンテンツクリエイターは、作品制作に対してできるだけ多くの報酬を欲する（価格を上げたい）と同時に、できるだけ多くの人に見てもらいたい（価格を下げたい）という、相反する欲望を抱く。コピーコントロールは、クリエイターの後者の欲望を制限してしまうが、広報としての自由コピーを前提にしたビジネスモデルを組み立てたならば、この矛盾した欲求を受け止めることができる。海賊版と自由コピーとは、分断して考えなければならない。自由コピーされることを広報の仕組みの一部として組み込んだ、新しいコンテンツビジネスモデルの構築は、十分に可能であるはずだ。</p> <p>そうしたビジネスモデルさえ構築されれば、クリエイター、権利者、消費者などの全員が積極的なコピーを望むのだから、例えば放送コンテンツのネット配信などについてのトリビアルなルールの制定や、細かく煩雑な権利者間の調整を行う必要はまったく無いどころか、この報告書における全ての議論が完全に無意味になる。委員たちは、現在のビジネスモデルの維持を前提とする「袋小路へ至る道筋」の上で議論していたことを認識すべきである。</p>

	<p>全ての放送のコピー制限を前提に議論を進めるのは誰の利益のためなのか。それは、情報社会における新たなビジネスモデル構築を怠ってきた、コンテンツを複製・販売する既存の業者のためではないのか。海外において、放送のコピープロテクトが展開されている事例が存在しないのは、日本が先進的だからでは無い。社会の変遷を理解できず、旧態依然としたビジネスモデルの保守に汲々とする業界のための制度を設けることは、コンテンツ立国の方針に逆行する愚策である。</p>
--	---

【意見2】：ロージナ茶会

ページ	44 ページ～45 ページ
ご意見等	<p>コピーワンスの改善の在り方について、「コピーフリーとした上で、ビジネスを考える」という選択肢、および、「コピーはEPN方式、もしくはフリーとした上で、私的録音録画補償金制度で解決する」という選択肢を追加すべきである。また、我々は、上記で追加した、の選択肢のどちらか、できる限りの採用を解決策に選ぶべきであると主張するものである。</p>
理由	<p>「審議の過程では、上記(1)に示した議論を踏まえ、いわゆる「コピーワンス」の改善の在り方に係る具体的な選択肢を次の四つに整理した上、意見交換を行ったところである。」とされているが、上記の選択肢を除外しているのはなぜか。</p> <p>現在販売されている機器は、現行のCOGかEPNか、コピーフリーしか選べないようになっており、また第三次中間答申では、EPNへの移行を謳っていたにもかかわらず、このような結論にしかないのはなぜか。EPN、もしくはコピーフリーを前提として、制度を考えるべきではないのか。COG+N回では既存の機器が対応しておらず、メーカーに負担をかけると共に、消費者に対しても無用の負担を課すものとなってしまふ。既に買い控えが起きているように、地上デジタルの普及にも影響を与えよう。COG+N回が最終結論になるのかどうかも不明であり、消費者が安心して商品を買えない状況にする必要性が理解できない。</p> <p>そもそもアナログ機器はコピーフリーであったのであり、デジタルになったからといって変えるというのは、慣習として確立されていた私的利用の範囲を不当に狭めるものではないかと考える。デジタルになったから劣化が少くないと言うが、HD画質の番組をDVDに焼くような際には画質が落ちるし、メディア自体、そう長く持つものでもなく、ユーザーへの負担が増すだけではないか。【意見1】で示したように、新たなビジネスモデルの萌芽もでてきており、コピーを前提としたビジネスもあり得るのである。</p> <p>答申でも指摘されていたが、新たなビジネスモデルを邪魔するような有料の海賊版等に対する取締強化によって解決すべきなのではないだろうか。</p> <p>また、私的録音録画補償金制度は、私的複製に対する対応策として考えられた制度であり、これは今回の議論において、重要な選択肢の一つであると考えられる。なぜこれを考慮の対象として入れていないのかについては、少なくとも説明を入れなくては検討をしたとはいえない。消費者がデジタル・コンテンツを自由に楽しめるようにするためにも、補償金制度の方で吸収した方が、望ましいという考え方もあるのではないか。</p>

【意見3】：ロージナ茶会

ページ	44 ページ
ご意見等	<p>COG+N 回の方策を採用するのであれば、その際に利用するフォーマットは、オープンな規格とすると共に、一般的に利用されている映像機器で利用可能な形に変換可能なものとするべきである。</p> <p>また、COG+N 回の方策を採用するならば、COG+N 回の方式の映像機器を世界に売っていく、というくらいは謳っていただきたい。</p>
理由	<p>「技術の進展に伴う様々な持ち歩き可能な機器（ポータブルプレーヤー）の著しい発展の中で、放送コンテンツについても、持ち歩きが可能な様々な機器を使って楽しむスタイルが今後急速に普及すると予想されるが、こうした可能性を閉ざしたり、否定したりする意見も見られない。」とされているが、この際に利用するフォーマットについて、どのように考えられているかがわからない状況となっている。</p> <p>COG+N 回というのは、世界的にも日本だけで利用されている方式であるため、フォーマットが特殊なものとなった場合、結局この動画は消費者が利用しているポータブルプレーヤーでは再生できない可能性がある。たとえば日本人の多くが利用している iPod で再生可能な形にできるのか。</p> <p>COG+N 回というのであれば、回数が少ないこともあり、多様な機器に容易に転送可能なフォーマットとする必要があるだろう。特定の映像機器でしか使えないというのであれば、アナログ時代よりもさらに消費者の利便性を損なうものとなると考えられ、容認できないと考えるものである。</p> <p>本報告書には、動画の形式としてオープンフォーマットであることを謳うべきであろう。</p> <p>また、COG+N 回の方式についても、これが世界最先端の方式であるというのであれば、この機器を同じ形式のままで世界的に売っていくということを謳うくらいはしていただきたい。そしてアップル社等に対して、新機器から iPod 等のデジタル機器への転送ができるように、調整を行っていただきたい。それもできないような規格を日本の独自規格として採用するのは、とてもではないが国際競争力を考えているはずの戦略とは思えないものである。</p>

【意見4】：ロージナ茶会

ページ	43 ページ
ご意見等	<p>コンテンツ流通に関わる諸権利についての検討は、総務省、経産省、文化庁などの縦割りで行うのではなく、1つの機関にまとめて行えるようにすべきであり、また、あらゆる選択肢を排除せずに検討を行えるようにするべきである。</p>
理由	<p>「コンテンツ大国の実現に向けた制度やルールの在り方については……様々な場において検討が進められている」とされているが、特に、 、 で あがっている会議は同じ官公庁が行っている研究会であり、なぜ別々に行う必要があるのか。</p> <p>当会は「コピーフリーまたは EPN + 私的録音録画補償金」による解決策を1つの選択肢として提案している（【意見2】参照）が、このように縦割りで検討している中では決して出てこない選択肢となってしまうように考えられる。</p> <p>しかも、本報告書の結論は、私的録音録画補償金に関する制度の状況次第では覆されることもあるという表明が権利者団体からなされており、せっかくの長期にわたる研究会の報告書について、時間と税金と労力と経済活動の無駄が発生しているように感じられる。せっかくの報告書が覆るようでは、ビジネスの開始が遅れて、諸外国との競争に後れをとることにもなりかねない。</p> <p>一つの省庁でまとめて管理する必要があるとまでは言わないが、このような境界領域については、知的財産戦略本部等を中心に各省庁からスタッフを出して、1つの会議体で解決できるようにするくらいは、行うべきではないか。</p>

【意見5】：ロージナ茶会

ページ	32 ページ
ご意見等	<p>そもそも、本報告書で述べている、現行の著作権制度や、技術による制限等の発想は、現在のビジネスモデルと法システムを前提にしているが、現在の技術は明らかに著作権法が定められた数十年前とは異なっており、技術状況にあわせて法制度や、ビジネスモデルを見直し、変えるべきなのではないか。</p>
理由	<p>「EPNではコピー制限がないことから、違法コピーの流出の可能性が高くなると考えられるので、コンテンツの製作、調達は非常に困難になるのではないかと考えている。」(p32)とあるが、価値の高いコンテンツであれば、世界中にコピーが広まることで世界中でDVD売れる可能性があるとも考えられる。</p> <p>消費者の視聴時間を奪い合う時代であるのだから、コンテンツを広告ととらえ別途の手段により資金調達することも選択肢として考えるべきである。</p> <p>複製の制限は他の版元や海賊版業者を対象とするものであったが、複製技術の進歩によって、いまや複製とは再生と同一視できるほどになった。よって、現在の複製に関する制限は一般人にも強いている。すなわち著作権法が制度趣旨通りに機能していた時代はもはや終わったと言えるのではないか。</p> <p>強力にコピー制限したい権利者が、経営戦略に則って行うというならわかるが「デジタル環境においては、複製の品質やスピードの向上、通信とのボーダーレス化などが進展しているためそのメリットを享受するのは利用者側のみとの懸念」(pp25-26)することによって消費者の行えることを制限するのはおかしいのではないか。</p> <p>いつから消費者は敵になったのだろうか。消費者を味方につける戦略をとることこそが、重要なのではないだろうか。</p>

【意見6】：ロージナ茶会

ページ	35 ページ
ご意見等	<p>コピー制限による影響として、時事報道や政治家の発言等を引用することによる議論等が制限されること等が考えられる。このような形での利用を制限することは、民主制にとってもマイナスなのではないか。</p> <p>このような利用について、必要と考えているかどうかを報告書で明確に記すべきである。</p>
理由	<p>「アメリカ、ヨーロッパ等諸外国では、基幹的放送であり極めて公共性の高い地上放送のコピーに対して、日本のように厳しいことが行われていない。放送された番組について、国民が自由に議論し、論評し、研究し、時には批判できるのが、公共的放送の基本的使命ではないか。そういう中で、著作権の保護とユーザー利便性のバランスを議論するだけでなく、公共的放送としての役割と、著作権保護、利用ルールという観点での議論も必要ではないか。(p35)」</p> <p>とあるが、検証可能性について議論が不足しているように思われる。コピーが制限されるということは、時事の報道などの動画を引用し、議論しあうことを著しく困難にする。政治家あるいは有識者等の発言記録を共有して比較し、議論することは民主制に大いに寄与するところである。</p> <p>フランスでは INA という機関が昔の公共放送の番組をインターネット上で公開している。これらの動画群の主な利用として、政治家の発言を過去からきちんと検証するということが一般国民によって行われているとされる。先日のフランス大統領選挙では、サルコジ候補（当時）とロワイヤル候補のそれぞれの過去のニュース・報道番組等における発言録を洗った上で、投票が行われたと言われており、このような利用は、有権者の判断を助ける上でとても有効であろう。フランスでは、既に政治家自身が積極的に過去の番組の利用を許可することで自らの潔白さを示すということも行われていると言われており、現在問題とされている政治と金の問題の解決にもつながる、重要な利用法である。</p> <p>あるいは報道上の捏造や誤謬、過去からの発言の変遷が検証可能になることで、報道機関は自らの中立性、スタンスの維持について主張可能になり、消費者はその報道機関のスタンスを確認した上で、ニュース等を視聴することが可能になる。</p> <p>こうしたことは消費者の権利として尊重すべきであるし、一般国民の権利として守られるべきであると考えます。</p>